

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が、職務遂行にあたり社内規程を遵守し、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを定めた「協友アグリ企業行動要領」を行動規範とします。この実践のため、コンプライアンスを統括する委員会を設置し、職務遂行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するための監督、指導、調査および支援を、社内および協友アグリグループ全体に対して行います。
- (2) コンプライアンスの担当部署に相談窓口を設置し、「内部通報規程」に基づく報告や相談・意見・提案を受け付けます。
- (3) 取締役の職務執行にあたっては、「職務権限規程」および「取締役会規則」にしたがって業務を行い、監査役が「監査役監査基準」に基づいて、独立した機関として取締役の業務執行を監査します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、全ての取締役・使用人が「情報セキュリティ方針」を遵守し、「文書規程」「個人情報取扱規程」等社内規程に従い、適切に保存および管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 会社の損失の危険の管理については、「リスク・クライシス管理規程」に基づき対応します。
- (2) 自主的に「環境・安全」ならびに「品質保証」の確保および維持・改善を図るため、「レスポンシブル・ケア規程」を定めて取り組むとともに、「レスポンシブル・ケア委員会」においてこれらの活動方針の策定、および調査・審議を行います。このうち、コンプライアンスに関する重要な事項については、「コンプライアンス委員会」において審議し、対応します。
- (3) 「安全衛生規程」「環境保全規程」「防火管理規程」等を定め、法令に基づく労働者の安全衛生、環境保全および防災等に適切に対応します。

4. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等に対しても「協友アグリ企業行動要領」を浸透させます。
- (2) 「関連会社管理規程」に基づきグループの各子会社の役員と定期的に業務実行状況を確認するとともに、法令および定款の遵守、リスク管理状況について監督、指導を行い管理します。
- (3) 子会社の業務活動全般も内部監査の対象とします。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助すべき使用人については、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人はその命令に関して、取締役、内部上司の指揮命令を受けないものとします。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- (1) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査、必要な助言等を行います。
- (2) 取締役または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスおよびリスクに関する事項等をすみやかに提供・報告し、また当該提供・報告したことによって報告した者が不利な取扱いを受けないことを、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めています。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。また取締役は監査役の職務の適切な遂行のために必要な協力をします。
- (2) 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理は、適時適切に行います。

8. 反社会的勢力の排除

「協友アグリ企業行動要領」に基づき、反社会的勢力に対しては断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取組みを推進します。

以上